

第46号議案

長岡京市における法令遵守の推進に関する条例の一部改正
について

長岡京市における法令遵守の推進に関する条例（平成16年長岡京市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年6月7日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の施行により、公益通報者保護制度の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市における法令遵守の推進に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市における法令遵守の推進に関する条例（平成16年長岡京市条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 職員等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>ウ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）が行う当該契約に基づく業務に従事している者（<u>下請事業者等の市と直接の契約関係にない者に雇用されている者であって受託者が行う当該契約に基づく業務に従事しているものを含む。</u>）</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者が行う市の公の施設の<u>管理の業務に従事している者</u></p> <p>オ <u>公益通報の日前1年以内にアからエまでに掲げる者であったもの</u></p> <p>カ <u>ウの業務に係る役員（下請事業者等の役員を含む。）及びエの業務に係る指定管理者の役員</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、公益を守るために、職員等が、市又は職員（一般職に属する職員及び特別職に属する職員（非常勤職員を除く。）に限る。<u>次条</u>において同じ。）の法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料することについて通報することをいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 職員等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア・イ 【略】</p> <p>ウ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）が行う当該契約に基づく業務に<u>従事する者</u>（<u>下請事業者等の市と直接の契約関係にない者に雇用されている者であって受託者が行う当該契約に基づく業務に従事するものを含む。</u>）</p> <p>エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者が行う市の公の施設の<u>管理業務に従事する者</u></p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、公益を守るために、職員等が、市又は職員（一般職に属する職員及び特別職に属する職員（非常勤職員を除く。）に限る。<u>第3条</u>において同じ。）の法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料することについて通報することをいう。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(5) 【略】 (職員の責務)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たって、市民その他市政に関わりのある<u>全ての者</u>に対して業務に関する説明を十分に行い、法令遵守について理解と協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(正当な公益通報を行った職員等の保護)</p> <p>第12条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 通報職員は、正当な公益通報を行い、又は相談したことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、<u>公平委員会等に苦情相談又は申立てを行うことができる。</u>この場合において、通報職員が正当な公益通報を行い、又は相談した後に受けた不利益な取扱いは、他に特段の事由がない限り、当該公益通報を行い、又は相談したことを理由としてなされたものと推定する。</p> <p>4 【略】 <u>(損害賠償の制限)</u></p> <p><u>第12条の2 市は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした通報職員又は通報者に対して、賠償の請求を行わない。</u></p> <p>(任命権者の責務)</p> <p>第13条 任命権者は、通報職員又は通報者が<u>第12条第1項又は第2項</u>に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。ただし、通報職員が同条第</p> | <p>(5) 【略】 (職員の責務)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たって、市民その他市政に関わりのある<u>すべての者</u>に対して業務に関する説明を十分に行い、法令遵守について理解と協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(正当な公益通報を行った職員等の保護)</p> <p>第12条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 通報職員 (<u>法第4条第1項に規定する職員に限る。以下この項及び次条第1項ただし書において同じ。</u>)は、正当な公益通報を行い、又は相談したことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、<u>公平委員会に苦情相談を行うことができる。</u>この場合において、通報職員が正当な公益通報を行い、又は相談した後に受けた不利益な取扱いは、他に特段の事由がない限り、当該公益通報を行い、又は相談したことを理由としてなされたものと推定する。</p> <p>4 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(任命権者の責務)</p> <p>第13条 任命権者は、通報職員又は通報者が<u>前条第1項又は第2項</u>に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。ただし、通報職員が同条第3項</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>3項の規定により<u>公平委員会等に苦情相談又は申立て</u>を行った場合には、その処理又は決定を経た後に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 【略】</p> | <p>の規定により<u>公平委員会に苦情相談</u>を行った場合には、その処理又は決定を経た後に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 【略】</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。